

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年4月28日(火) 10時00分から11時30分

2. 開催場所 せとうち物産館(高度技術研究室)

3. 出席委員 (10人)

会長	11番	堯	文俊
会長職務代理者	8番	川島	博
委員	1番	元	克美
	2番	豊田	孝一郎
	3番	森山	和雄
	6番	蔵	良一
	7番	永井	利一
	9番	盛	剛
	10番	数原	菊美
	12番	積	祐三郎

4. 欠席委員 (1人) 5番 沖 修造

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定について

第3 議案第8号 人事案件について

議案第9号 農地法第3条の規定による許可について

議案第10号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

議案第11号 農地法第3条の許可による下限面積について

6. 農業委員会事務局職員

局長 永井 健一郎

農地農政係長 川畑 金徳

主査 西田 大五郎

7. 会議の概要

局長 ご起立をお願いします。一同礼。
 ご着席下さい。
 ただ今から平成27年第4回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。
 はじめに、堯会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 挨拶

局 長 本日は、5番委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は11名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
 それでは、瀬戸内町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は、堯会長にお願いしたいと思います。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員および、会議書記の指名を行います。瀬戸内町農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名員ですが、議長より指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なし】全員の声あり

議 長 それでは、議事録署名委員は、1番委員、2番委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。本日の会議書記は、事務局職員に依頼いたします。日程第2の会期については、本日1日会と致したいと思いますが、ご異議ありませんか。

【異議なし】全員の声あり

議 長 それでは、日程第3の議案第8号「人事案件について」を議題と致します。本案件については、事務局から報告をお願い致します。

局 長 議案第8号人事案件についてご説明致します。平成27年4月1日付けの人事異動により、前勇義光事務局長が農業委員会事

局長	務局長を解くということで、町長部局へ出向農林水産課長についております。後任に永井健一郎事務局次長が農業委員会事務局長に就任しております。川畑金徳農政係長が農業委員会農地農政係長に補す、係が統合されて一つになっております。まちづくり観光課西田大五郎主査が農業委員会農地農政係主査に就任しております。以上で人事案件の説明報告を終わります。
議長	それでは、日程第3の議案第9号「農地法第3条の規定による許可について」ナンバー1を議題と致します。本案件については、1番委員と12番委員が調査委員となっております。どちらか報告をお願い致します。
1番	はい
議長	1番委員
1番	<p>議案第9号「農地法第3条の規定による許可について」報告致します。調査は私と12番委員と事務局から3人計5名です。</p> <p>ナンバー1土地の表示瀬戸内町大字〇〇字〇〇〇〇番地〇、畑、〇〇〇〇㎡、〇筆です。売買による所有権移転になります。対価は〇〇アール当たり〇〇〇〇〇〇円です。譲渡人、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇〇、〇〇〇氏です、譲受人、鹿児島県大島郡瀬戸内町大字〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏です。譲渡人との関係は他人です。</p> <p>農地・農地以外の所有地それから農業専従者等その他の家畜の所有等は以下に示しているとおりであります。</p> <p>本案件につきましては、別紙調査書のとおり、農地法第3条、第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	只今、1番委員の方から調査の報告が終わりました。それではこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。
9番	はい
議長	9番委員

9 番 ○○○さんは、前回も3条申請が出てきていますが、この方は財産の処分をなさっているのですか。

1 番 はいそうです。

議 長 他に質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議 長 質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 賛成多数でございますので、議案第9号の1は原案のとおり可決致しました。

それでは、日程第3の議案第9号 2「農地法第3条の規定による許可について」を議題と致します。本案件につき6番委員と私が調査委員となっております。6番委員報告をお願い致します

6 番 はい

議 長 6番委員

6 番 議案第9号2「農地法第3条の規定による許可について」報告致します。調査は私と11番委員と事務局から3人計5名です。

ナンバー2土地の表示瀬戸内町大字○○字○○○○○番地○○畑、○○○㎡、○筆です。売買による所有権移転になります。譲渡人、○○県○○市○○○○○○番地○○、○○○氏です、譲受人、鹿児島県大島郡瀬戸内町大字○○○○○番地、○○○○です。譲渡人との関係は他人です。

農地・農地以外の所有地それから農業専従者等その他の家畜の所有等は以下に示しているとおりであります。

本案件につきましては、別紙調査書のとおり、農地法第3条、第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしている

議 長

と考えます。ご審議よろしく申し上げます。

只今、6番委員の方から調査の報告が終わりました。それではこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。

なし【全員の声あり】

議 長

質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長

賛成多数でございますので、議案第9号2は原案のとおり可決致しました。

それでは、日程第3の議案第10号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を議案と致します。この案件については、事務局の方から説明をお願いします。

局 長

議案第10号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」8～11ページでご説明いたします。この利用権設定は、公告日を平成27年5月1日を予定しております。内容につきましては、田〇件、〇筆、畑〇件、〇〇筆、合計〇件の〇〇筆で貸し手〇人、借り手〇人で合計面積〇〇〇〇㎡であります。

整理番号19番、所在地〇〇地区、字〇〇〇〇〇番地、現況地目は田で面積〇〇〇㎡〇筆、同じく、字〇〇〇〇〇番地、現況地目は田で面積〇〇〇㎡〇筆、同じく、字〇〇〇〇〇番地、現況地目は田で面積〇〇〇㎡〇筆、合計〇筆で面積〇〇〇㎡です。貸し手が〇〇〇氏。借り手が〇〇〇氏。貸借によるものです。対象作物は「水稻」で生産規模の拡大を目指すもので、存続期間は〇年間となっております。

整理番号20番、所在地〇〇地区、字〇〇脇〇〇〇〇番地〇〇現況地目は畑で面積〇〇〇㎡〇筆です。貸し手が〇〇〇〇氏。借り手が〇〇〇氏。使用貸借によるものです。対象作物は「野菜」で生産規模の拡大を目指すもので、存続期間は〇年間となっております。

整理番号21番、所在地〇〇地区、字〇〇〇〇〇番地〇、現況

局 長

地目は畑で面積〇〇〇㎡〇筆です。貸し手が〇〇〇〇〇氏。借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるものです。対象作物は「果樹」で生産規模の拡大を目指すもので、存続期間は〇〇年間となっております。

整理番号22番、所在地〇〇地区、字〇〇〇〇〇番地、現況地目は畑で面積〇〇〇㎡〇筆です。貸し手が〇〇〇氏。借り手が〇〇〇〇氏。賃貸借によるものです。対象作物は「花木」で生産規模の拡大を目指すもので、存続期間は〇年間となっております。

整理番号23番、所在地〇〇〇地区、字〇〇〇〇〇番地〇、現況地目は畑で面積〇〇〇〇〇㎡〇筆です。貸し手が〇〇〇氏。借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるものです。対象作物は「果樹」で生産規模の拡大を目指すもので、存続期間は〇〇年間となっております。

整理番号24番、所在地〇〇地区、字〇〇〇〇〇番地、現況地目は畑で面積〇〇〇〇〇㎡〇筆です。貸し手が〇〇〇氏。借り手が〇〇〇〇氏。使用貸借によるものです。対象作物は「飼料」で生産規模の拡大を目指すもので、存続期間は〇〇年間となっております。

整理番号25番、所在地〇〇〇地区、字〇〇〇〇〇〇〇番地〇、現況は畑で面積〇〇〇㎡〇筆、同じく、字〇〇〇〇〇〇〇番地〇、現況は畑で面積〇〇〇〇〇㎡〇筆、合計〇筆で面積〇〇〇〇〇㎡です。貸し手が〇〇〇〇氏。借り手が〇〇〇〇〇氏。賃貸借によるものです。対象作物は「野菜」で生産規模の拡大を目指すもので、存続期間は〇年間となっております。

整理番号26番、所在地〇〇地区、字〇〇〇〇〇番地〇、現況地目は畑で面積〇〇〇〇〇㎡〇筆、同じく、字〇〇〇〇〇番地〇、現況地目は畑で面積〇〇〇㎡〇筆、字〇〇〇〇〇番地〇、現況地目は畑で面積〇〇〇㎡〇筆、合計〇筆で面積〇〇〇〇〇〇㎡です。貸し手が〇〇〇〇氏。借り手が〇〇〇〇〇〇〇〇〇。賃貸借によるものです。対象作物は「果樹・野菜」で生産規模の拡大を目指すもので、存続期間は〇年間となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議よろしくお願いたします。

議 長

只今、事務局の方から説明が終わりました。
これに基づいてご審議を行いたいと思います。
質疑ございませんか。

質疑なし【全員の声あり】

議 長

質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。
採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の
方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長

賛成多数でございますので、議案第10号は原案のとおり可決
致しました。それでは、日程第3の議案第11号「農地法第3条許
可による下限面積について」を議案と致します。この案件につい
ては、事務局の方から説明をお願いします。

局 長

議案11号「農地法第3条の許可による下限面積について」ご
説明いたします。農地法第3条第2項第5号（不許可基準）とあ
りますが、日本全国下限面積を設けています。北海道では2ヘ
クタール、都府県では50アールに達しない場合、農地の取得が
できないとなっておりますが、下限面積の緩和ということで、平
成15年に構造改革特区が設けられ、平成17年から特区制度に
限らず緩和ができるようになっております。

本町では平成21年12月15日施行20アールと定め現在に
至っております。毎年4月総会で議論していただき承認の後、議
事録への掲載を行っております。新規就農者等の促進には下限面
積の引き下げも考えられますが、事務局といたしましては、他市
町村と足並みをそろえるということで、今までの20アールの下
限面積で行きたいと思っておりますが、皆様の承認をお願いいた
します。

議 長

只今、事務局の方から説明が終わりました。それではこれ
より質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑なし【全員の声あり】

議 長

質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。
採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の
方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、議案11号「農地法第3条の許可による下
限面積について」は原案どおり可決することに決定いたし
ました。それでは、日程4の「農地法第3条の3第1項の規定に
よる届出について」事務局の方から報告をお願いします。

事務局

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出につい
て」土地の表示瀬戸内町大字〇〇字〇〇〇〇〇番地〇、畑、〇〇
〇㎡、被相続人、〇〇氏、相続人、瀬戸内町大字〇〇〇〇〇番地、
〇〇〇〇氏、権利を取得した日平成〇〇年〇月〇〇日、権利を取
得した事由遺産分割、取得した権利の種類及び内容所有権、農業
委員会等によるあっせん等の希望はありません。以上で報告を終
わります。

議 長

これより協議会に移りたいと思います。

事務局

- ・諸般の報告 別紙のとおり
- ・行事予定については、別紙のとおり
- ・その他

議 長

以上もちまして、第4回農業委員会総会を終了することに致し
ます。

局 長

ご起立をお願いします。
一同礼

閉 会 11時30分

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

平成27年4月28日

署名委員

署名委員